

平成29年2月定例会 5か年計画特別委員会の概要

日時 平成29年 2月24日(金) 開会 午後 4時 3分
 散会 午後 4時 27分
 平成29年 3月 3日(金) 開会 午前10時 6分
 散会 午後 3時 22分
 平成29年 3月17日(金) 開会 午前10時 1分
 閉会 午前11時 22分

場所 第3委員会室

出席委員 長峰宏芳委員長
 小林哲也副委員長
 細田善則委員、立石泰広委員、白土幸仁委員、武内政文委員、中屋敷慎一委員、
 木下高志委員、田村琢実委員、小島信昭委員、江原久美子委員、高木真理委員、
 並木正年委員、井上航委員、安藤友貴委員、福永信之委員、秋山文和委員、
 中川浩委員

欠席委員 なし

説明者 第35号議案ないし第42号議案
 [企画財政部]
 中原健一企画財政部長、小島康雄企画財政部副部長、
 山崎明弘計画調整課長、堀口幸生計画調整課政策幹
 [県民生活部]
 稲葉尚子県民生活部長、小池要子国際課長、堀光美知子男女共同参画課長、
 山本好志消費生活課長
 [危機管理防災部]
 槍田義之危機管理防災部長、加藤信次危機管理課長
 [環境部長]
 宍戸信敏環境部長、牧千瑞環境政策課長
 [産業労働部]
 立川吉朗産業労働部長、渡邊哲産業労働政策課長、高橋利男先端産業課長、
 吉田雄一産業人材育成課長

会議に付した事件並びに審査結果
 議案

議案番号	件名	結果
第110号	埼玉県5か年計画の策定について	修正可決
第35号	埼玉県多文化共生推進プランの策定について	原案可決
第36号	埼玉県男女共同参画基本計画の策定について	修正可決

議案番号	件名	結果
第 37 号	埼玉県消費生活基本計画の策定について	原案可決
第 38 号	埼玉県地域強靱化計画の策定について	修正可決
第 39 号	埼玉県環境基本計画の変更について	修正可決
第 40 号	埼玉県産業元気・雇用アップ戦略の策定について	修正可決
第 41 号	埼玉県第4期科学技術基本計画の策定について	修正可決
第 42 号	第10次埼玉県職業能力開発計画の策定について	原案可決

【木下高志委員ほか2名から提出された第110号議案に対する修正案の説明】

木下委員

第110号議案「埼玉県5か年計画の策定について」に対する修正案について、提案者を代表して説明する。

修正案は、全体にわたり修正しているため、まず、全体の概要を説明する。

原案には、「第1編 総論」、「第2編 全体計画」、「第3編 地域の施策展開」があるが、このうちの第1編と第2編を修正する案としている。「第1編 総論」では、「3計画の着実な実行のための仕組み」として、組織全体の目標共有、目標実現までの過程を明らかにすることなどの修正をしており、併せて計画の見直しなどを明確化している。次に、「第2編 全体計画」の第1章では、「11の挑戦」を「11の宣言」とした。これは、原案では、今後5年間で特に鍵となる取組として「11の挑戦」を位置付け、抽出したわけであるが、特に鍵となる取組であればこそ、目標を達成しようとする強い意志を県民に示すべきであることから、「宣言」に修正している。また、第2編では、第2章に新たな章立てを行い、重点推進課題として「1 活力ある超高齢社会の構築」、「2 埼玉の成長を支える投資」、「3 ラグビーワールドカップ2019及び東京2020オリンピック・パラリンピックの開催」、「4 子供の貧困の解決」の4つの重点課題を追加した。さらに、第2章の5の(1)の「ア 環境に優しいエネルギーの普及拡大」と「イ 地球温暖化対策の推進」は施策内容等が類似していることから、これらの2つの施策をまとめて「環境に優しい社会づくり」に統合した。また、そのほかにも、施策・取組・指標などに修正を加えている。

続いて、修正案資料に基づき主な修正点を説明させていただく。

まず、修正案2ページの第1編の1の(3)について、「11の挑戦」を「11の宣言」と修正した。修正理由は、「挑戦」との表記は、目標を達成しようとする強い意志が伝わらないため、目標を達成するとの県の強い意志を端的に県民に表明する「宣言」とすべきであることである。

次に、修正案3ページの第1編の1に(4)を追加し、文言として、「この計画は、5年後に目指す到達点を県民と共有する観点から策定時の目標は原則として計画期間中維持するものとし、その達成に努めていきます。また、本計画期間中に、当初計画した内容と現実の間にずれが生じる場合が考えられます。そこで、計画と現実のずれを是正し、計画の実効性を担保するため、計画の検証・見直しを行う『ローリング』を計画の中間年度を目途に実施します。なお、社会経済情勢の著しい変化や制度の大幅な変更が生じた場合などには、必要に応じて計画の変更を行います」を追加した。修正理由は、計画と現実のずれを是正するため、計画を見直し、必要に応じて修正する手法である「ローリング」を実施することは、本計画を遂行する上で重要であることから、計画の変更に係る記述とともに中間年度にローリングを実施することを明記すべきであることである。

次に、修正案3ページの第1編の3の(1)について、文言として、「また、計画の実現に向け組織が緊密な連携の下、一丸となって取り組むため、計画に掲げる目標を踏まえた部局及び課所の数値目標を毎年度定め、実現までの過程を明らかにし、達成責任を果たします。そして、これらを職員一人一人の年度目標とひも付けることにより、組織全体で目標を共有し、事業の効果的な推進を実現します。なお、計画の見直しに伴い目標（施策内容）が変更になった場合には、部局、課所及び職員の目標も見直しを行います」を追加

するなどの修正を行った。修正理由は、県が達成すべき事項は、「内容」ではなく、「目標（施策内容）」であることを明記すべきであること。反映する対象は「予算・組織や事業の実施方法」であることを明確にするため「などの検討」を削るべきであること。事業実施過程における組織・各職員の関与等の仕方が記載されていないことから、部局・課所・各職員の各段階で、各々目標を共有することを明確にし、事業の効果的な推進に取り組むことを明記すべきであることである。

次に、修正案3ページの第2編について、「第2章 重点推進課題」を追加し、重点推進課題として、「1 活力ある超高齢社会の構築」、「2 埼玉の成長を支える投資」、「3 ラグビーワールドカップ2019及び東京2020オリンピック・パラリンピックの開催」、「4 子供の貧困の解決」を設定し、それぞれに新たな施策指標を置いた。詳細は資料を御確認いただきたい。

次に、修正案20ページの第2編の第2章の5の(1)について、「ア 環境に優しいエネルギーの普及拡大」と「イ 地球温暖化対策の推進」の2つの施策を統合した。詳細は資料を御確認いただきたい。

そのほかにも、施策・取組・指標などを修正しているが、詳しくは資料を御確認いただきたい。以上で説明を終わらせていただく。

【秋山文和委員から提出された第110号議案に対する修正案の説明】

秋山委員

第110号議案「埼玉県5か年計画の策定について」に対する修正案の説明をさせていただきます。第2編の第2章についての修正である。

まず、第2編の第2章の1の(1)のウの(ウ)について、「埼玉県5か年計画(案)」の資料では38ページの施策03であるが、児童虐待死亡事例の現状値を3件から13件に修正している。原案における平成23年度から平成27年度における児童虐待死亡事例3件とは、児童相談所が対応していたものに限定されている。この5年間で死亡事例は13件あった。児童相談所のより虐待事案を把握しようという努力促進のため、児童相談所が対応していない案件も指標とすべきと考える。

次に、第2編の第2章の1の(2)のイの(ウ)について、資料では41ページの施策05であるが、「75～79歳の要介護認定率」の施策指標を、「24時間の定期巡回・随時対応サービスを利用できる市町村の割合」と「特別養護老人ホームの待機者数」の2つの施策指標に変更する修正である。要介護認定については厚労省の認定基準見直しによって、実際より軽度判定が横行した例もある。過去の5か年計画にならい、介護基盤整備を目標とすべきと考える。

次に、第2編の第2章の2の(2)のオの(ウ)について、資料では54ページの施策14であるが、「安定水利権の割合」の施策指標を、「雨水・再生水の利用施設数(国・県・市町村・民間所有施設)」に変更する修正である。安定水利権100%獲得を目標にすることは、ダム事業への更なる協力を余儀なくされる可能性を生む。県水道水の供給量は年々減少しており、巨額な債務を人口減少社会に課すより、節水型の社会形成を促進し、雨水・再生水の利用施設数を倍加すべきである。

次に、第2編の第2章の3の(1)のアの(ウ)について、資料では66ページの施策20であるが、「学力・学習状況調査における学力状況」の施策指標を、「小学校・中学校における少人数学級の実現割合」と「特別支援学校の不足教室数」の2つの施策指標に変更する修正である。全国学力テストが開始されてから、各地で学校が平均点競争に走られ、平均点を上げるために先生が正解を教えたり、ドリルばかりで本来の授業がおろそ

かになるなどの問題が噴出している。全国学力テストは学力形成に有害である。勉強の嫌いな子、学力に遅れのある子が学ぶ喜びを実感できるような、行き届いた教育を実施するためには、少人数学級拡充しかないと考える。また、特別支援学校において、一般就労をする生徒は全体の4割であり、一般就労を希望する生徒も5割に満たない。一方特別支援学校の関係者の切実な願いは教室不足の解消であり、平成26年度の不足教室数に戻すことを施策指標とすべきと考える。

次に、第2編の第2章の3の(1)の力の(ウ)について、資料では71ページの施策25であるが、「不登校(年間30日以上)児童生徒の数及び割合」の施策指標を削除する修正である。不登校という、逃避や休息が必要な場合もある。不登校児童生徒数を減らすことは、そのような機会を奪いかねず、逆効果も起こり得るといふ、保護者の会の意見があることから削除すべきと考える。

次に、第2編の第2章の4の(1)のイの(ウ)について、資料では83ページの施策32であるが、「経営革新計画の承認件数」の施策指標を、「県制度融資件数」に変更する修正である。経営革新の鍵は、計画を策定したのちの資金調達である。そのためにも、安全な県制度融資が縮小し続けている現状の打開が必要だと考える。

次に、第2編の第2章の4の(2)のアの(ウ)について、資料では88ページの施策36であるが、「農業法人数」と「担い手への農地集積率」の施策指標を、「販売農家の農業就業人口」に変更する修正である。農地集積を施策指標にするのではなく、小規模な家族経営も含めて全ての農家を大切に、育成すべきだと考える。そこで、就業人口に着目し、現状値である約58,000人を維持すべきと考える。

次に、第2編の第2章の4の(3)のウの(ウ)について、資料では94ページの施策41であるが、「駅ホームの転落防止設備整備率」の施策指標を、「ホームドア設置駅数」に変更する修正である。内方線付き点状ブロックは平成30年までに整備が国から求められており、達成できる見込みである。一方、ホームドアは、現状では大宮駅など平成33年度までに目途の立っていない駅を残している。ホームドアの技術革新など更なる努力を求めべきだと考える。

次に、第2編の第2章の6の(1)のエの(イ)について、資料では113ページの施策52であるが、主な取組から「マイナンバーの活用による行政手続の利便性向上」を削除する修正である。制度全体で3,400億円を超える巨額な税金支出と、マイナンバー増税と言われる試算さえされていない民間負担を要するプロジェクトであるにもかかわらず、具体的な費用対効果分析がまだ示されていない。国民の個人情報を危険にさらし、際限なく公民の費用負担を要するマイナンバー制度の推進のための取組を、最上位計画に盛り込むべきではない。

次に、第2編の第2章6の(2)エの(イ)について、資料では119ページの施策57であるが、主な取組から「同和問題解決のための教育・啓発活動の実施」を削除する修正である。国の同和对策特別事業の終結から14年が経過し、社会問題としての部落問題は基本的に解決された到達点にある。人権問題の相談、教育、啓発活動は憲法に基づき一般施策で行うべきである。ところが、昨年12月国会では部落差別を固定化・永久化する恒久法が成立した。この中では部落差別の定義規定はなく、濫用による内心・表現の自由が侵される危険がある。義務付けられる実態調査は旧同和地区住民を洗い出し新たな壁を作り出す危険もある。この法律は撤回されるべきである。また、この法律の下で、主な取組に同和教育・啓発が盛り込まれることは極めて危険であり、削除すべきと考える。

以上で説明を終わらせていただく。

【木下高志委員ほか2名から提出された第110号議案に対する修正案の正誤表の説明】

木下委員

正誤表を御覧いただきたい。

正誤表の「正」には、2段の記載があるが、1段目は位置を特定するために記載しているものであり、実際の訂正は2段目の内容で、第3編の4の(9)のエの(エ)から、「北部地域振興交流拠点の検討・推進」を削除する修正を加えるという訂正である。修正理由は、第2編の第2章の4の(3)のイの(イ)の主な取組から当該取組を削除したことに伴い削除すべきであるということである。

【木下高志委員ほか2名から提出された第110号議案に対する修正案に関する質疑】

安藤委員

- 1 修正案21ページの第2編第2章の5の(1)について、主な取組「太陽光発電の普及拡大」と施策指標「住宅用太陽光発電設備の設置数」が削除されている。我が党は、業務用太陽光発電は様々な問題が明らかになっていることから慎重にすべきと考えるが、住宅用太陽光発電についてはエネルギーの地産地消の観点から、引き続き推進すべきと考える。提案者の修正理由は、太陽光発電については、エコタウンモデルと重複する部分が大きいため削除するとなっており、太陽光発電そのものを否定していない。住宅用太陽光発電については、引き続き推進すべきと理解してよいか。
- 2 エコタウンモデル事業は、現在、所沢市と草加市で事業を実施中である。修正案21ページでは、主な取組が「エコタウンモデルの検証等」となっているが、この「等」は検証の上、展開していくという意味か。
- 3 施策42と施策43が統合され、地球温暖化対策に関連する記載が削除されている。我が国にとっての国際公約であるパリ協定が発効され、温暖化対策については継続的な取組が求められる。本県でも引き続き、産業部門、家庭部門、運輸部門の各部門における地球温暖化対策は実施すべきと考えるがそのような理解でよいか。

武内委員

- 1 太陽光発電については、エコタウンモデルの検証がしっかり行われなまま全県展開が進められることを問題視している。エコタウンの費用対効果などの検証や方策の見直しなどの方針等が確認された後、費用対効果に見合った取組を行うべきであると考えている。
- 2 「等」は、モデルの内容や方式の見直し、新しい技術の効用などを検討することである。したがって、展開していくかどうかは検証結果を踏まえた上で、決めることになる。もちろん、検証の結果、効果が立証されれば推進していくことになると考えている。
- 3 国策としての地球温暖化対策の推進を否定するものではない。温暖化対策の個別の取組は修正案に入っているので、温暖化対策は継続すると考えている。

福永委員

太陽光発電について、エコタウンモデルに絞った答弁であったが、家庭用の太陽光発電は否定しないという理解でよいか。エコタウンに絞った修正ということではよいか。

武内委員

そのとおりである。

高木委員

- 1 修正案2ページの第1編の1の(1)について、5か年計画が個別計画の上位計画に位置付けられるという記述が削除されており、修正理由は記述を簡潔にするためのことであるが、なぜそこまでして言葉を縮めなければならないのか。5か年計画は個別計画の上位計画ではないと考えているのか。
- 2 修正案2ページの第1編の1の(1)について、県の強い意志を表すために挑戦を宣言に変えるという思いは分からなくはないが、どのような表現を使うかは趣味的なものである。原案にある「県民と共に取り組む」との記述が消えているが、県民の取組はいからとにかく職員が取り組めという意味なのか。
- 3 修正案4ページの第2編第1章について、単に挑戦を宣言に修正しているため国語としておかしいところがある。「時代の潮流に積極果敢に挑む取組を『11の宣言』として位置付けます」という修正では、取組イコール宣言となってしまうが、取組と宣言は別のものである。言葉を補わなければ、国語としておかしいのではないか。
- 4 修正案3ページの第1編の1について、「ローリング」という言葉を入れているが、見直しの必要がある場合は見直しを行うという表現は原案にも入っている。PDCAサイクルにより見直していくことも原案に入っている。PDCAサイクルには、次の5か年計画につなげていくという意味合いも含まれると考えられるし、今までも計画期間の途中で進捗を検証してきている。今回、あえてローリングを実施することを加えたのはなぜか。
- 5 修正案3ページの第1編の3の(1)について、修正案の一丸となって取り組む、年度目標とひも付けるなどの表現から、職員をぎりぎり縛り付けるようなイメージを受けるが、5か年計画を作れば、職員はその達成に日々取り組むものだと思う。記述がなくともどの施策が自分の業務に関係があるかを考えないはずはない。あえてこの記述を入れるのはなぜか。

木下委員

- 1 修正理由のとおりである。御理解いただきたい。
- 2 原案では挑戦と記述されているが、挑戦が全て達成できないと計画自体が崩れ去るといような体系にも見える。その中で、挑戦という位置付けでよいのかという議論があり、宣言という強い意思を県民に対して表した方がよいのではないかと考えた。
- 3 国語としてそのように読めると考えている。
- 4 原案には、「この施策指標を含めて各施策の進捗状況を毎年度確認し、その評価結果を踏まえて施策の進め方について必要な見直しを行うとともに、翌年度の予算・組織や事業の実施方法などの検討に反映し、PDCAサイクルに基づき計画を着実に推進します」とある。つまり、原案では、PDCAサイクルによる改善は、翌年度の予算・組織や事業の実施方法を対象としており、計画そのものの変更には至らない。ローリングを実施するとの記述を加え、検証・見直しを行う節目を明確にした。
- 5 職員をぎりぎり縛り付けるとの記述はしていない。目標を実現するためには、きちんとしたやり方を提示するのがよいと考えている。共有することやプロセスを見つめることにより、単に目標を達成することを目指す目標管理制度の弊害を補うという書き方にしている。これを記述したことにより、一つの目標に向かって一致団結していくという考え方が構築され、実行力が高まると考えており、職員を縛り付けるような記述にはなっていないということを御理解いただきたい。

高木委員

- 1 修正案6ページから数ページにわたる第2編第2章として加えられた重点推進課題について、付け加えたい項目があったが既存の施策体系の中に追加できないため困ってこのような形にしたのだろうという意図を読み取るが、内容がほかと重複してしまっている。修正案では、重複を避ける修正をしているところもあるにもかかわらずここでは重複していることについてどう考えているか。
- 2 独自指標を加えているが、原案の施策指標も、県として独自に達成すべき目標になっている。あえて加えた独自指標の、独自とは何か。
- 3 第2編第2章で加えた指標以外も含め、新しく付け加えた指標の出典、根拠を示していただきたい。
- 4 新しい指標には目標期間が5年間でないものが多い。中には平成29年度が目標期間のものもある。5か年計画は中長期的な取組について、今後5年間でどのように取り組むかを示すものと理解しているが、どのように考えているか。

木下委員

- 1 特に重点的な問題を体系的に捉えて重点施策として掲げた。4つの施策を皆で共有してプロセス管理をするため、まとめて書かせていただいた。大きな課題の課題解決に向かって皆で取り組める体制を取るためであり、重複はやむなしと考えている。
- 2 分野別施策と重複するもの以外で追加した指標を独自指標としている。例えば、修正案8ページの(4)にある重点推進課題指標は、それ以降の分野別施策と同じ指標を先に記述した形になっているが、これらは独自指標ではない。それ以外に、新たに追加した指標を独自指標としている。
- 3 第2編第2章の重点推進課題については、「1 活力ある超高齢社会の構築」の「(ア)生活支援・介護予防の体制整備における協議体の設置」から「(エ)多職種協働による自立支援型ケアマネジメント支援の実施」は、委員会で資料要求した資料に基づいて設定した。「(オ)ICTを活用した医療・介護連携システムの構築・展開」は、委員会において、平成29年度中に県内30都市医師会に設置する在宅医療連携拠点を中心としたネットワークを構築するとの答弁があったことから設定した。次に、「2 埼玉の成長を支える投資」の「(ア)県管理道路の整備延長」は、委員会で資料要求した資料から導いた。「(イ)電線類の地中化の整備延長」は、現行5か年計画の政策評価シートに記載されている取組実績の数値から積算した。「(ウ)駅ホームのホームドア設置駅数」は、委員会で資料要求した資料にある転落防止設備整備状況と、報道により確認した状況から積算した。「(エ)昭和55年より古い基準で建設された耐震補強が必要な橋りょうの耐震補強率」は、委員会で資料要求した資料にある橋りょう耐震補強の進め方に基づいて積算した。次に、「3 ラグビーワールドカップ2019及びオリンピック・パラリンピックの開催」の「(ア)ラグビーワールドカップ2019が県内で開催されることを認知している県民の割合」及び「(イ)東京2020オリンピック・パラリンピックの競技が県内で開催されることを認知している県民の割合」は、委員会の質疑において気運醸成とそのため認知度向上に関する議論がなされた際に、執行部から、認知度100%を目指すとの答弁があったことから加えた。次に、「4 子供の貧困の解決」の「(ア)児童養護施設退所児童の大学等進学率」は、埼玉県子育て応援行動計画において、貧困の状況にある子供への支援として記載されている指標に基づいて積算した。次に、施策別指標について、修正案14ページの「日常生活に制限のない期間の平均(年)」は、国が健康寿命として公表している数値を引用した。修正案15ペ

一ジの「臨床研修医の採用数」は、医師臨床研修マッチング協議会が公表している資料に基づき、これまでの最多人数である312人を基準に積算した。修正案18ページの「消防団の定員に対する充足率」は、委員会質疑において消防団に関する記載が不十分ではないかとの議論がなされたことを受け、指標として追加したものであるが、埼玉県震災対策行動計画に記載されている消防団員の確保に関する指標に基づいて積算した。また、「県の就業支援によるシニア（60歳以上）の就業確認者数」は、平成28年11月定例会の産業労働委員会において報告された産業元気・雇用アップ戦略案の概要の記載を引用したものである。修正案20ページの「作業道の延長」は、現行5か年計画の政策評価シートに記載されている取組実績の現状値及び埼玉農林業・農山村振興ビジョンの目標値に基づいて積算した。修正案23ページの「文化芸術活動を行っている県民の割合」は、埼玉県文化芸術振興計画における指標に基づいて積算した。

4 日本一速いスピードで埼玉県の後期高齢者の割合が増えうということに関して言うならば、日本一スピード感を持って対応を取らなければならないと考えており、そのためには進捗管理ができる指標が必要である。なおかつ、進捗管理を必ずしも5年間で行うということではなく、法律、望ましいと思われる時点、委員会審査における答弁の内容などを踏まえ、あえて期間を長くせず、きちんと進行管理ができる期間内としたということである。

高木委員

- 1 修正案13ページでは、不妊の普及啓発に、中学生・高校生等に向けた教育を含むという表現を付け加えているが、現状でも中学生・高校生等に向けた教育に取り組んでおり、予算面でも「願うときに『こうのとりのゆりかご』は来ますか？」という冊子を高校1年生に配布する予算がついている。あえて付け加えなければならないのか。
- 2 修正案18ページでは、「固定的な性別役割分担の意識は十分解消されておらず」という表現を削除しており、その理由として、固定的な性別役割分担は十分解消されていないとの評価が分かれているためとしている。これについては、委員会において、埼玉県の調査は、調査の仕方が正しくないとの発言があったが、数値としては出てきているものに対してそのように言うのはある意味印象論である。また、内閣府の平成28年度の調査でも、性別役割分担意識に賛成・どちらかといえば賛成を合わせると4割程度となり、全国の傾向が出てきているのに埼玉県だけが性別役割分担意識が十分解消されているとは言い切れない。そのような状況の中でこの記述を外すことは不相当だと思うがいかがか。
- 3 修正案20ページでは、市街地整備手法に分類される事業であることから「北部地域振興交流拠点の検討・推進」を削除しているが、現行5か年計画には西部ふれあい拠点について記載されている。前回の修正案では、自民は西部ふれあい拠点は削除していないが、今回は削除する理由は何か。

田村委員

- 1 中学生・高校生等に向けた教育が非常に大切だということを、あえて主な取組の中に記載したということである。
- 2 男女共同参画課が実施した、平成27年度の男女共同参画に関する意識・実態調査では、「『男性は仕事、女性は家庭』という考え方がありますが、あなたはこの考えに同感しますか」との質問に対して、同感しないという回答が50%を超えていた。原案では、固定的な性別役割分担意識が十分解消されておらずと言い切っているが、同感しな

いという回答が半数を超えているので、そうした意識ではないと我々は捉え、削除させていただいた。また、この意識調査は、20代は106人、30代は202人に対して行っているにもかかわらず、60代は303人、70代は234人に対して調査しており、高齢者の方が同感をしないう方が多いという分析も出ている。年代の偏った調査方式を取っているということからも、これからの埼玉県が行っていく施策の中で、固定的な性別役割分担意識が十分解消されていないとの意識で施策を遂行すべきではないということに削除した。

- 3 西部ふれあい拠点は現行5か年で実施できるだけの調査と手法を取っていた。北部地域振興交流拠点がこの5年間で調査をして建設が完了するまでに至らないと思っているので、あえて削除した。市街地再開発事業の中で読み取ってほしいと考えている。

高木委員

- 1 認識が違うところがあるので指摘させていただく。固定的な性別役割分担意識が十分解消されたというのは相当に少ない割合にならないといけないと思う。調査結果では、性別役割分担に同感するのは全体で13.6%であるが、詳細をみると20代が同感すると回答した人が多い。30代、40代と同感する割合が減っていき、50代が最も低くなり、60代、70代は増えるという結果である。20代は、同感するとしたのは女性で18.2%、男性で20%である。そのため、記載しているような理由で削除するのは適当だと思わない。(意見)
- 2 修正案8ページの第2編第2章の5の(1)について、太陽光発電に関する記載が全て削除されているが、これでは太陽光発電を完全に否定しているように読み取れてしまわないか。検証したうえで行うということも見えてこないのではないか。
- 3 主な取組について、太陽光発電を再生可能エネルギーに書き換えたようだが、再生可能エネルギーにはバイオマスや地中熱も含まれる。重複していると思われるがどのように整理しているのか。
- 4 地球温暖化対策の推進を削除したことに強い違和感を覚える。パリ協定に基づく取組の実施は皆で進めていく必要がある。地球温暖化対策という言葉が削除したことにより、修正案の施策内容の記載は薄くなってしまっている。地球温暖化対策という言葉が施策内容にあることで、主な取組が具体的に生きてくるのだと思う。なぜ施策から地球温暖化という言葉が削除したのか。

武内委員

- 2 原案では、施策の「環境に優しいエネルギーの普及拡大」と「地球温暖化対策の推進」のどちらにどのような取組が位置付けられるのかがはっきりしていなかった。例えば、エコタウンモデル、燃料電池自動車、住宅の省エネなどがそれに挙げられる。そのため、施策を「環境に優しい社会づくり」に整理統合する過程で削除されたものである。
- 3 再生可能エネルギーの中で特出ししているものもある。重複はやむを得ない。
- 4 地球温暖化対策の取組は全て施策の中に残っている。個別施策で具体的な中身が触れられており、問題ないと考えている。

井上委員

- 1 5か年計画の修正案には、計画のローリングや職員の目標設定など、執行部の業務に大きく影響のある修正がある。執行部のうち、5か年計画の策定を主管する企画財政部に修正案を示したのはいつか。

- 2 修正案の策定に当たり、その影響や執行部の意見を確認する機会があったのか。
- 3 施策や指標は個別計画と連動している。修正により、現在進行中の各個別計画にそごが生じている箇所はないか。
- 4 本委員会に付託された8本の個別計画案について、現時点で5か年計画の修正案とそごが生じている箇所はないか。

田村委員

- 1 前回の委員会が開かれた2月24日である。
- 2 執行部の意見は確認していないが、これまでの委員会の答弁や提出された資料に基づいて修正した。
- 3 現行の個別計画にそごが生じているものはあると思う。対応は執行部が考えることである。
- 4 そごが生じているものがあると認識している。

井上委員

- 1 執行部が夏に示した大綱に対して、各会派が意見を出しているが、その機会に意見を出すこともできたのではないかと思うが、その機会に出した意見はあるのか。
- 2 第3編「地域の施策展開」には修正はないということか。修正案提案会派には、地域区分に関する様々な独自の意見があったと思うが、修正はないということか。

田村委員

- 1 大綱に対して、自民から意見を出していない。執行部から大綱の提出がある前に、要望を提出している。
- 2 修正はない。地域区分に関する独自の修正案はない。

井上委員

- 1 5か年計画が個別の行政計画の上位計画に位置付けられることは自明であるとして、5か年計画が上位計画に位置付けられるとの記載を削除しているが、県民がそのように認識していると思うか。
- 2 自民は5か年計画を最上位計画と認識しており、その上で削除するとの修正案にしたのか。

田村委員

- 1 県民一人一人の考えは分からないが、そのように認識していると考えて修正している。
- 2 自民としても最上位計画だと思っている。この箇所を削除したのは、個別計画に依拠しないようにしたものであり、最上位計画であることをより認識できるようにした。

井上委員

5か年計画が最上位計画であることを表す記載を削除する意味が分からない。しっかりと明記することをあえてしない理由を伺う。

田村委員

自明のことであり、下の計画が上に来ることはない。そのため、我々としてはこのように簡素化した。

井上委員

下の計画が上に来るということがあり得るのか。5か年計画は最上位計画であり、懸念はないのではないか。

田村委員

だからこそ、わざわざ記載する必要はないと考えている。

井上委員

原案で、社会経済情勢の著しい変化や制度の大幅な変更が生じた場合などに見直すとしているところを削除し、修正案では第1編の1の(4)として計画の見直しの章立てをしている。原案では、修正の必要が生じるケースをレアケースとしているが、どのように考えるか。

木下委員

社会経済情勢の著しい変化とは、例えばリーマンショックなどを指している。その部分は継承するが、著しい変化として何があるか分からないと考える。御理解いただきたい。

井上委員

挑戦を宣言に変えること以上に私が大切な表現であると考え「県民と共に取り組む」という記載を削除している。この削除をすることで、計画の基本姿勢まで変えてしまっているのではないか。

木下委員

そのようなことはない。

井上委員

修正案3ページの第1編の1の「(4)計画の見直し」について、「原則として計画期間中維持するものとし、その達成に努めていきます」との表現があるが、これこそ自明のことであり、あえて書く必要はないのではないかと思うがいかがか。

木下委員

P D C Aサイクルによる改善で全て改善できると捉えられてしまうといけない。そのため、目標は原則として維持するということをあえて明示した。

井上委員

ローリングとは、5か年計画を修正するという意味なのか。また、計画の中間年度とはどれくらいのタイミングをイメージしているのか。

木下委員

原則として目標は計画期間中維持するとしており、様々な状況によって、P D C Aサイクルでは改善できないという事態になったときにローリングをするということで記載している。また、計画の中間年度は3年目を考えている。

井上委員

毎年度のPDCAサイクルによる見直し作業と中間年度に実施するローリングの違いは何か。

木下委員

PDCAサイクルで管理する箇所は、翌年度の予算・組織・事業の実施方法である。つまり、目標自体にはPDCAが及ばないので、5か年計画の目標を変更せざるを得ない事態に陥ったときのために、ローリングという手法を明示した。

井上委員

和光市では、10か年の総合振興計画という最上位計画と、それに基づく3年単位の実施計画を策定する。実施計画を1年ごとに見直しており、これをローリングと表現すると認識している。修正案におけるローリングは、中間年度見直しであってローリングではないと思うがいかがか。

木下委員

ローリングには、いくつかの定義があるというのは事実である。修正案では、「計画と現実のずれを是正し、計画の実効性を担保するため、計画の検証・見直しを行う」とローリングの定義を書いており、このような位置付けでローリングを実施することを明記している。

井上委員

「現実」という言葉に、リーマンショックや大震災のようなことが含まれるというのは分かるが、達成状況が進んでいないということも現実としてカウントするということがか。

木下委員

それについては、最終的に、5か年計画の目標を安易に変えていいのかという議論になる。目標に届かないからといって目標を簡単に下げることが望ましくないし、届かない目標に取り組み続けるというのも功を奏さない。棚卸しではないが、見直しもできるような手法をここに残したということが今回の趣旨である。

井上委員

3年目に、達成状況や様々な現実などを見て、計画そのものの見直しを行うといった位置付けだと思うが、見直し・検証をするのは誰か。

木下委員

全体に関していうならば全県庁職員でもあるという答えになるが、端的にいうと施策に関連する部署の皆様ということになる。

井上委員

見直し・検証に議会の出番というのは想定されているのか。

木下委員

想定されない。

井上委員

執行部に確認したい。PDCAサイクルについて、原案で「翌年度の予算・組織や事業の実施方法などの検討に反映し」とあるが、修正案では、「など」が削除されている。執行部が「など」に込めた意図は何か。

計画調整課政策幹

基本的には、予算、組織、事業の実施方法が主な反映先であるが、事業の設計とは別に、それに付随して事業効果を高める工夫、アイデアなどを包括している。例えば、関係団体や市町村などとの連携や気運醸成、広報など、事業を効果的に実施するアイデアや工夫などである。

井上委員

そうであれば、修正案では「など」を削らない方がいいのではないか。

木下委員

「など」では明確にならない。明確化した方が実行力が高まると考えた。

井上委員

執行部に確認したい。修正案には、職員一人一人の年度目標とひも付けるとあるが、今はひも付けられているのか。また、仮に今はひも付けられていないとすれば、今後ひも付けることは可能なのか。

計画調整課政策幹

まず、現状では、5か年計画の全ての目標を全ての職員の目標に結び付けているかと言うと必ずしも完全とはいえない。毎年度当初、部局、課所の課題や目標は何かという議論を全庁的にしており、その結果を職員で共有する仕組みがあるので、その仕組みを活用することで5か年も目標とのひも付けもできるのではないかと考える。

井上委員

ただ今の答弁を踏まえてお答えいただきたい。職員一人一人の年度目標とひも付けるとは、例えば、職員が毎年度作っている実績評価シートによりそれにひも付けるイメージを持っているのか。

田村委員

執行部から答弁のあったとおりであり、ひも付けには実績評価シートも含まれると考える。

井上委員

実績評価シートは人事評価やボーナスの査定にも影響する。職員一人一人に影響が及ぶ表現にするのではなく、あくまでも執行部という単位で文言を調整するべきではないのか。

田村委員

組織として達成しなければならない5か年計画の目標を、客観的に一人一人に理解して

ほしいという思いを込めている。御理解いただきたい。

井上委員

目標や自分の関わる施策分野を認識してほしいという思いからの表現であるということであるので、次に移る。修正案6ページからの、第2編第2章として加えた重点推進課題について、何度読んでも全体が重複していると私も思う。それについては言わないが、この4項目を選んだ理由を教えてください。

木下委員

修正理由にあるように、今後5年間で最も重点を置き取り組むべき重要な4つのテーマを我が会派で取り上げた。

井上委員

これら4つのテーマに重点を置くべきとした理由を教えてください。

田村委員

5か年計画特別委員会の審査や我が会派の勉強会を通して、我が会派の議員から特に取り組むべきとして上がってきたもの、必ずやらなければならないもの、今後を見据えてこの5年間でやっておかなければならないものについて整理してこの4つにした。

井上委員

「1 活力ある超高齢社会の構築」の「(1) 地域包括ケアシステムを構築する」に、「真に機能的なシステムが構築されているかを見極める客観的基準及び年度ごとの目標を設けて必要な支援を行い」とあるが、「真に機能的なシステム」、「客観的基準」とはどのようなものか。

木下委員

地域包括ケアシステムの構築は県職員だけではできず、医師会、介護職員など多くの人の協力を得て出来上がるものである。真に機能的なシステムというのは、ただシステムを作ったということではなく、真に機能しているかを見極めていくという意味である。客観的基準や年度ごとの目標が何かはあえて示していない。地域包括ケアシステムは多くの方々の協力の下に構築するものであり、皆で課題を見つけ、共有していくこととなる。客観的基準や年度ごとの目標を具体的に示すことは、関係者間で利害関係などが生じることもなるため、構築していく中では、皆の共有の下に客観的基準を設けて進捗管理をすることがより適切と考えてこの記述とした。

井上委員

独自指標とは別に客観的な指標が必要だということか。

木下委員

そのとおりである。独自指標はどちらかというところから側が進捗管理するものである。客観的基準は、大きな視点で進捗管理ができるものであり、位置付けが異なる

井上委員

「その結果を毎年度議会に報告します」とあるが、修正案のほかの部分にはないが、なぜここだけ報告を義務付けたのか。

木下委員

埼玉県が一番の課題である地域包括ケアシステムを構築するということが命題であるからこそ、議会報告を義務付けて情報を共有するということである。

井上委員

あえてこの部分に議会報告を入れたということで、ほかに入れ忘れたわけではないことが確認できた。次の質問に移る。原案は、資料の30ページ、31ページにあるように、全体像を体系化している。修正案では、第2編第2章を章立てし、4つのテーマを重点推進課題と位置付けているが、4つの重点推進課題は、原案の体系図でいうとどのような位置付けになるイメージを持っているのか。

木下委員

重点推進課題は、前に特出ししただけなので、位置付けもそのとおりである。

井上委員

原案では、将来像、分野、基本目標、施策が連動しているが、修正案では、重点推進課題がどこに対応する施策なのかが分かりにくくなっている。5か年計画である以上、重点推進課題というのであれば、全体像にもきちんと示せる必要があると思う。どこに位置付けられるイメージをお持ちか。

田村委員

原案の施策体系を崩さないで、どのように重点施策を出していくかということを練りに練った。体系図でいえば、埼玉県の目指す3つの将来像の前にこの重点施策があると読み取っていただきたい。

武内委員

補足だが、本来は議案書で議論すべきだが、体系図は分かりやすい資料として執行部が作ったものである。結局、本来の議案書で議論すべきであり、議案書の別冊を作り直すということであれば別だが、体系的には問題ないと考えている。

井上委員

体系的には問題ないことはそのとおりだと思うし、レイアウト上の話であることも理解しているが、分野別施策の体系図に位置付けられるというイメージをお持ちなのかだけは確認したい。

田村委員

執行部が作った分野別施策の体系をできるだけ崩さないで、重点施策を遂行していくべきということを明確にした。将来像の前にあるものなので、執行部が簡潔に示すために作成した体系図には入ってこない。将来像の前に重点施策があると読み取っていただきたい。

井上委員

修正案9ページについて、追加された独自指標は、執行部に資料要求し、提出された資料から抽出しているが、多くの項目の中からこの5つを抽出した理由は何か。

木下委員

進捗が遅いものやキーとなるものを抽出した。

井上委員

独自指標のうち、「在宅医療・介護連携に関する相談支援の実施」は、既に56市町村が実施している。進捗が遅いものであればほかに指標はあったのではないか。なぜこれ指標に選んだのか。目標年度が平成30年度であることも含めて選んだ理由を伺う。

田村委員

特に重要な施策の実施状況であるためこの指標を選択した。全部を指標として羅列することもできたが、整理の都合上、特出ししたことを御理解いただきたい。また、要求した資料には25項目が記載されていたが、法律上平成30年度までに達成しなくてはならないものがあるので、達成に向けてしっかり取り組んでいただきたいという思いを込めているので御理解いただきたい。

井上委員

平成30年度は中間年度の手前であるが、場合によってはローリングによりこの部分に新たな指標を加えることを考えているのか。

田村委員

修正案8ページに記載されている指標は介護保険法で実施すべきとされているものである。それがきちんと実施されたかどうかを中間年度で精査し、しっかり取り組んでいただきたいということから記載している。先のことを言うのは難しいが、達成していなければ引き続き達成するように努力してもらうことになり、達成できていれば新たな展開になるのだと思う。地域包括ケアシステムの構築に対する県の役割は市町村の支援である。地域包括ケアシステムは地域の実情によってそれぞれ異なってくるものであるが、支援に当たって何が必要となるのかは、これらの指標の実施状況により確認することができる。どの市町村にどのような支援が必要かを明らかにしたいということである。

井上委員

修正案9ページからの「2 埼玉の成長を支える投資」について、「将来の活力につながる取組を十分見極めた上で」とあるが、十分見極めるとはどのように行うのか。また、「賢い投資」とあるが、これはどのようなものか。

木下委員

十分見極めることや「賢い投資」とはストック効果を指している。ストック効果であるため定量化できるものである。

井上委員

ストック効果を見極めるとのことだと思うが、「賢い投資」とはどのようなものなの

か。

木下委員

先ほどの答弁のとおりである。

井上委員

「東京2020オリンピック・パラリンピック開催後に景気の反動減などの悪影響を生じることがないように、先を見越した計画的な投資が求められます」とあるが、これは2通りの見方ができる。オリンピック・パラリンピックまでの間は県は投資を控えたほうがいいということか、それとも、それまでの間に積極的に投資はするが、それによる反動を避けるべきであるということなのか。

木下委員

オリンピック・パラリンピック後に、多くの国で景気が減速しているというデータがあることから、これを考慮するという趣旨である。

井上委員

考慮するとどのような投資になるのか。

木下委員

「賢い投資」となる。

井上委員

修正案10ページの「(1)重点投資分野」にある「安心・安全社会資本」や「生活向上社会資本」とは、一般的な言葉なのか。

木下委員

社会資本というのはインフラを示す一般的な言葉であり、広く知られている。

井上委員

3つの重点投資分野を実現する手法として、「財政運営の一層の効率化に努める」とあるが、具体的にはどのようなことか。

木下委員

ストック効果を重視する。ストック効果の大きいものを見極め、できるだけ財政負担がかからないようにするということである。

井上委員

重点投資分野には、「耐震化の促進」など表現が雑なものがある。これでは執行部が何をしようか分からなくなるのではないか。

木下委員

よく分かる表現だと思う。

井上委員

修正案11ページからの「ラグビーワールドカップ2019及び東京2020オリンピック・パラリンピックの開催」について、独自指標に「東京2020オリンピック・パラリンピックの競技が県内で開催されることを認知している県民の割合」を入れた理由は何か。同じ県政世論調査では、関心のある県民の割合を調査しているが、自民がアウトカム指標を重視するという考え方なのであれば、関心のある割合を指標とするはずではないのか。

田村委員

執行部からの答弁に基づきこれを指標とした。

井上委員

執行部に確認したい。修正案15ページにある「臨床研修医の採用数」について、原案における目標値1,500人は、どのように算出したのか。

保健医療部長

原案では、過去の実績を踏まえ、300人を今後5年間も引き続き確保することを目標に算出した。修正案の目標値1,560人は、これまでの最大人数である312人を基準に算出したものと認識している。

井上委員

執行部の答弁を踏まえて確認する。修正案では、最大限取り組むからこそこれまでの最大人数を計算根拠としたということか。

田村委員

医師臨床研修病院マッチングシステムにおける埼玉県のマッチングの実績は、平成28年度は427件に対して312人であり、マッチング率が73%となっている。努力することで更にマッチング率を上げていくことを目指していかなければならないが、執行部の答弁を受けて、目標値としては過去の最多実績である73%を最低限目指すこととしている。

井上委員

修正案17ページについて、執行部は具体的な災害の羅列をあえて行わなかったと答弁していたが、それでも「大雪、ゲリラ豪雨、竜巻等による災害に的確に対応するための体制の整備」を主な取組に追加記載する必要はあるのか。

田村委員

あえて記載した。

井上委員

主な取組に「福祉避難所の体制強化」を追加しているが、福祉避難所の主体は市町村であるにもかかわらず、なぜ体制強化としているのか。

田村委員

避難所として機能しなくては意味がないが、それを機能させるのが県の役割であるためこの表現とした。

井上委員

支援と表現しなかったのはなぜか。

田村委員

それも含めてこの表現としている。

井上委員

修正案18ページの追加した施策指標「消防団員の定員に対する充足率」について、埼玉県震災対策行動計画に定められた目標値は平成32年度で95%であるが、平成33年度の目標値を96%とした算定根拠は何か。

田村委員

平成32年度までの目標が95%であるため、平成33年度には96%を達成してほしいとの思いを込めている。

井上委員

平成33年度の目標値を96%とした根拠は何か。

木下委員

過去の伸び率を按分して足したものである。

井上委員

消防団員の定数は、市町村ごとに条例によって決まっている。定数は、社会情勢の変化や人口減等で動くことがあるが、それも含めて充足率を指標としているのか。

田村委員

現時点での数値を基準として96%を目標値として記載している。分母は各市町村の条例により変わるが、その部分は広域行政として支援するという思いを込めている。

井上委員

追加した施策指標「県の就業支援によるシニア（60歳以上）の就業確認数」について、現状値と指標とする上での出典はどうか。また、毎年度の実績が確認できる指標なのか。

田村委員

出典は埼玉県産業元気・雇用アップ戦略の原案である。目標値は平成29年度から平成33年度の累計で6,000人であり、毎年確認できる数値である。現状値は、平成27年度で958人である。この数値を5年間とすると約5,000人になるが、それを上回る目標として6,000人を目標値とした。

井上委員

指標を追加することで、「高齢者の活躍支援」の施策は、施策指標が3つとなる唯一の施策となる。全体とのバランスをどう考えるのか。

田村委員

この施策をしっかりと進めてほしいため、施策指標がたまたま3つとなっただけである。

井上委員

修正案19ページの追加した主な取組「特命観光大使・埼玉応援団等の活用の推進」について、加えた理由は何か。

田村委員

特命観光大使や大使等を任命するだけで終わってしまっていることが多々あるため、任命だけでなく活用することで埼玉県をPRしてほしいという積極的な思いを込めて主な取組に加えた。

井上委員

修正案19ページの追加した主な取組「観光インフラ整備構想の研究・推進」について、この構想を初めて聞いたが、どのような取組をどのような目的で行うのか。

田村委員

執行部の答弁から、JR大宮駅にバスターミナルがないため観光施策が推進できないことや、圏央道が成田空港まで開通しても観光客の呼び込みや県民の成田空港へのアクセスをトータルで考えていないことが確認できた。これらをトータルした埼玉県の観光インフラを活用する構想を研究してほしいという思いから主な取組に加えた。

井上委員

このような取組は修正案で初めて出たものであり、今まで執行部は取り組んでいなかったということか。

田村委員

私はそう考えている。

井上委員

修正案20ページから21ページにかけてであるが、原案の「環境に優しいエネルギーの普及拡大」と「地球温暖化対策の推進」の2つの施策を統合した結果、ほかの施策よりボリュームが大きくなり、分かりにくくなった。ほかの施策とのバランスをどう考えるのか。また、エコタウンモデルについての修正理由に、「検証が十分なされていないことから」とあるが、どのようなことが行われれば事業の検証がされたといえるのか。

田村委員

「環境に優しいエネルギーの普及拡大」と「地球温暖化対策の推進」を統合した理由は、先ほど答弁したとおりである。エコタウンモデルについては、審査の中で執行部から効果を検証していないという答弁があった。補助金を出して太陽光発電設備を880戸に設置

する事業であるにもかかわらず、HEMSデータを取っておらず、検証をしてもいないのに全県展開をする構想が原案にあったが、我々はまずは検証をすべきと考える。

井上委員

修正案24ページで、施策内容に「商業などの都市機能が適切に配置された」という記載を追記したことについて、修正理由には商業等の都市機能の適切な配置も重要であることからとされているが、この記載はどの主な取組と結び付いており、どのような事業を行うものなのか。

木下委員

主な取組と直接結び付くわけではなく、修正理由の記載のとおりである。委員会でも質疑した内容であり、その内容を思い出していただきたい。

井上委員

総合計画の議案を議会が修正する場合、議会の権限を超えるか否かという議論がある。裁判になった事例もあり、名古屋地方裁判所の平成24年1月19日の裁判要旨では、「議会がその内容を一部修正して議決することを当然許容しているものと解されるが、議会が無制限な修正を行うことができるとするならば、前記趣旨を没却することになるので、議会による修正には制約があるものと解すべきであり、市長から提案された総合計画に定める施策の基本的な方向性を変更するような修正を行うことは前記趣旨を損なうものとして許されない」とされている。今回の自民修正案では、議会の権限を越えているおそれもあるように感じている。その我々の認識を最後に伝えておく。（意見）

高木委員

井上委員の質疑に対して、目標が早く達成された場合は指標を追加するというような答弁が先ほどあったが、私は追加するという発想は持っていないため大変驚いた。指標の追加を想定しているのか。

木下委員

基本的には独自指標はこのままを考えているが、地域包括ケアシステムの構築に当たり、真に機能的なシステムが構築されているかを見極める客観的基準や年度ごとの目標を設ける上で見直すことや、ローリングの一環として指標を見直すことはあり得る。

江原委員

修正案2ページにおいて、「挑戦」を「宣言」に修正しているが、併せて「県民と共に取り組む」との記載を削除している。5か年計画の施策には、県民の皆さんと一緒に取り組んでいくものがある中で、「県民と共に取り組む」との記載を削除することは、大きく方向が変わることになるのではないかと思う。削除した理由は何か。

田村委員

ニュアンスの違い、捉え方の違いである。そのようなものも内包して「挑戦」を「宣言」に変えているので、御理解いただきたい。

【秋山文和委員から提出された第110号議案に対する修正案に関する質疑】

福永委員

- 1 修正理由には、全国学力・学習状況調査は学力形成に有害であると記載されているが、その認識に間違いはないか。また、全国学力・学習状況調査の平均正答率を上げるために努力をしている教員がいることについてはどのような認識を持っているのか。
- 2 不登校児童生徒の数及び割合の施策指標を削除する修正案であるが、不登校についてどのような認識を持っているのか。また、修正理由には、保護者の会の意見から削除すべきと考えたと記載されているが、保護者の会とはどのような会を指すのか。多くの保護者を代表する会といえるものなのか。さらに、学校関係者は不登校を減らそうと努力しており、中学校であれば平成8年度からさわやか相談室を設けて、教室に行けなくても相談室に登校してもらい、一歩ずつ教室に近づけるようにする取組を講じてきたが、このような教員の努力や教育委員会の取組を否定しているということか。

秋山委員

- 1 全国学力テストの目的は、教える側が子供たちが理解できているかを把握し、自分の授業の反省に生かす自己点検に使うとともに、子供たちに結果をフィードバックするというものであると考える。全国学力テストは、全国一律で実施し、結果が出るのに数か月もかかることから、子供たちが満足に振り返りをする事ができない。テスト全てを否定しているのではなく、施策指標として掲げることは適切ではないと考えている。指標にすることで、子供たちの点数競争に追いやられ、学校のランク付けなどに傾く心配がある。教育の本来の目的は人格の完成である。その本来の目的から外れるという点においては有害であると考え。教員が児童生徒に学力を身に付けさせるのは教員として当然の努力だが、努力を全国学力テストの結果だけで測ることは良くないという認識である。
- 2 不登校は、過度の競争やいじめなど様々な要因から心身にダメージを受け、学校に行けなくなるもので、全国で11万人いるといわれている。そのような子供たちにとって、例えば保健室登校など、居場所は多様にあっていい。質疑の中でも話のあったさわやか相談室もその一つである。不登校を悪いものと決めつけ、子供の心身の問題とだけ捉えるのは良くないという認識である。また、我々は不登校児童生徒を抱える多くの方から様々な話を聞いている。保護者の会を設立して親としての受け止め方や子供との接し方を話し合ったりしている方もいる。そのような方々から御意見や御要望を聴いている。教員が不登校を減らそうとする努力は当然のことである。ただし、子供たちが心身にダメージを受けるのは、本人の資質や内面の問題だけではないと捉えなければ問題は解決していかないと考える。

福永委員

不登校を悪いものと決めつけるのは良くないとの話があったが、不登校には重層的・複合的な要因がある中で、一人でも多くの児童生徒が学校に行けるように、不登校児童生徒の数及び割合が施策指標とし、教員の努力や家庭と学校の連携を進めていこうとしている。指標を変えるということは、不登校を減らすこと自体は悪だと考えているということか。

秋山委員

不登校を減らすことを悪だという答弁に聞こえてしまったのであれば訂正する。不登校を悪いものと決めつけるのは子供を追い詰めるということである。多様な在り方があるべ

きであり、学校関係者が不登校を減らす努力をするのは当然だが、施策指標にすべきではないと考える。

中川委員

- 1 不登校についての指標がなくなることの危険性を感じる。いじめだけでなく、親の虐待、ネグレクトなどによって本来学校に行けるはずの子供が不登校になっているという実態もある。不登校についての指標を削除することはそれらに対する問題意識が薄れてしまうおそれがあるのではないか。
- 2 修正案では、指標に「販売農家の就業人口」を加え、「農業法人数」を削除しているが、両方の指標があってもいいのではないか。

秋山委員

- 1 家庭の事情が子供の心身にダメージを与える例ももちろんあると思うが、むしろ不登校は学校に行けず親の元にいたいということである。親も子供のことを考えれば無理に登校させないようになってきている。家庭の事情が原因で不登校になっている子供は虐待対策の問題として考えるべきであると認識している。
- 2 現在のように食料自給率が下がり、農家の高齢化も進んでいる中では、全体としての農家を維持していくことが必要である。大規模農家や農業法人に特化することでは、結果的には農業は守れないと考える。

中川委員

指標に「小学校・中学校における少人数学級の実現割合」と「特別支援学校の不足教育数」を加えている。特別支援学校については、増やすことで普通高校に入学できる子供の機会を奪い、働けなくなることを誘発することにもなるので不適切ではないかとも思う。追加した2つの指標の目標を達成するために、一定の財源の裏付けも必要であるが、それぞれおおむねどのくらいの財源が必要であり、その財源をどう捻出できると考えているのか。議会に修正案を出すのであれば、責任を持って答えていただきたい。

秋山委員

埼玉県では小学校1年生と2年生は少人数学級としているが、新たに小学校3年生から小学校6年生と、中学校1年生から中学校3年生までを35人の少人数学級とする場合、小学校で年間71億円、中学校で年間46億円、合計で年間117億円の予算が必要である。特別支援学校は建設におおよそ20億円から30億円程度が必要になると考えている。財源については、今どこからどう捻出するかについて私が言う立場にはないが、少人数学級に踏み出すということであれば、当然財源は確保するということになる。

中川委員

財源について言う立場にないというのは逃げである。修正案が可決されれば、執行部は予算組みをしていくことになる。来年度予算では新たな事業の予算がどれくらいあるのかを知った上で、このような新たな負担が必要だということを行っているのか。議会が決めたから予算を確保しろというのは立場が違うのではないか。

秋山委員

仮に小学校・中学校で全て少人数学級を実現するとすれば、年間117億円の予算が必

要であり、5年間かけて拡大するとすれば、年間で24億円ずつ増えていくことになる。財源をどうするかははっきり言えないが、予算というのは必要な事業には付け、その分ほかの事業予算が少なくなるのが当たり前の話である。細かいところは把握していないが、一般会計の予算は1兆8,000億円台だと認識している。

中川委員

当初予算の事業概要の資料で、新規とされている事業を行っても、更に少人数学級のための予算が確保できると考えているのか。

秋山委員

必要な事業の分の予算を先に確保するのが当然の考え方である。

江原委員

- 1 主な取組から「同和問題解決のための教育・啓発活動の実施」を削除する修正があるが、昨年12月に部落差別の解消の推進に関する法律が制定されている。この法律は、現在もなお部落差別が存在しているとの認識の下に、情報化時代の進展に伴い部落差別の状況が変化している中で、基本理念や差別解消についての地方公共団体の責務を定め、対応していくとしたものだが、この法律についてどう考えているのか。
- 2 インターネットにおける新たな部落差別や「鳥取ループ」の問題についてどう考えるか。

秋山委員

- 1 部落差別の解消の推進に関する法律が制定されたことは承知している。日本共産党はこの法律の制定に反対した。国の同和事業が14年前に終了し、差別問題は実質的には解消していると多くの国民が認識していると考えている。この法律では、部落地域を掘り起こして調べるとしているが、これでは新たな差別を生み出すことになり、絶対にやるべきではない。このため、主な取組からも削除するという提案である。
- 2 インターネットによる新たな部落差別が起こっているとは考えていない。委員会での質疑に対しても、件数は僅かであるとの答弁があり、針小棒大に取り上げて取り組むものではないと考えている。「鳥取ループ」については認識していない。

江原委員

インターネット上の部落差別がないという認識だということだが、「鳥取ループ」の問題を知らないということが正に認識不足を示している。（意見）

【第110号議案の原案及び修正案に対する討論】

並木委員

木下高志委員ほか2名から提出された第110号議案に対する修正案及び秋山文和委員から提出された第110号修正案に対する修正案に、反対の立場で討論する。

5か年計画は、県の最上位の計画に位置付けられているものであり、議会が修正を加えるのであれば、修正案について執行部との調整を綿密に行った上で、現実的な範囲で修正を加えるべきと考える。今回の修正案については、そういった調整も一切ない中で提案がなされ、これまでの県政史上、類を見ないようなプロセスで修正された計画になっている。

全体的にみると、原案において、執行部が部局間の調整を経て、綿密に作り上げた計画

体系そのものが崩されており、各区分における取組のバランスが悪く、新たに加えた章については実現性が疑問視され、責任が取れるかどうか分からない不安定なものになっている。

まず、第1編「全体計画」の中で、「挑戦」から「宣言」に修正されているが、今後、異次元の高齢化、生産年齢人口の減少が加速し、従来の常識や固定観念を打破するために、発想の転換と行動力が求められている。「宣言」という言葉は行政サイドの一方的な押し付けとの印象を持つため、県民と共に困難な課題に真正面から立ち向かう意味での「挑戦」という言葉がふさわしいと思う。

次に、計画の見直しについて、5か年計画策定の意味の原案では、目標を確実に達成しようとする意思が確認でき、項目によっては県民や市町村と一体となって取り組むものが含まれている。その中で、3年目でローリングを実施するということは、5か年計画そのものの意味失ってしまうことにつながると感じる。

次に、部局・課所及び職員の年度目標について、これは執行権に属するものであり、職員には実績評価シートもあり、目標達成のために説明責任を果たすと原案にあることから、職員については明記すべきではないと考える。また、残業の増加や心の健康問題など、ストレスチェック制度にも逆行してしまうおそれがあるため、計画の不達成を助長しかねないと考える。

次に、独自指標について、消防団員の定数に対する充足率について、震災対策行動計画を基に算出したと先ほど答弁があったが、消防団員の定数は市町村の条例で定められており、事業形態や地域事情が異なるため、指標に加えるべきではないと思う。

以上の点から反対する。

安藤委員

木下高志委員ほか2名から提出された第110号議案に対する修正案に、賛成の立場から討論する。

まず、最初に申しあげたいことは、この修正案は、5か年計画特別委員会における委員の質疑に対する執行部の答弁が多く反映されている。また、我が団の重要と考えている項目に対しても、委員会で議論した内容が組み込まれ、反映されている。

例えば、「地域医療体制の充実」の中に、「救急搬送時間の短縮化」の重要性が明記された。「きめ細かな少子化対策の推進」では、「不妊予防教育」の文言が反映された。また、圏央道開通により成田空港へのアクセスが改善する中で、「観光インフラ整備構想の研究・推進」の項目が追加されている。

その他、重要項目の追加、指標の改善など、本県にとってやるべき課題が明確になっている。我が団として疑問であった点は先ほど質疑させていただいた。住宅用太陽光発電の整備の推進は今後必要と考えている。また、地球温暖化対策関連の記載の削除については、地球温暖化対策は引き続き継続していくべきとの答弁もあり、理解した。

本県にとって、大事な5か年計画である。やるべき課題を明確にし、希望ある未来へと前進できるこの修正案に賛成する。

高木委員

木下高志委員ほか2名から提出された第110号議案に対する修正案に反対、秋山文和委員から提出された第110号修正案に対する修正案に反対、原案に賛成の立場で討論する。

まず、木下高志委員ほか2名から提出された第110号議案に対する修正案について、次の理由から反対である。

1点目。表現を変えたにすぎない修正が多いことである。もちろん、原案に、不適切又は誤解を招く表現があるならば修正すべきだが、修正案では、「挑戦」を「宣言」に変えるなど表現の好みに類するものが多く、これまで執行部で行われていることをあえて文章化することなどを含め、修正しても行政計画としての本質に影響のないところを修正しているということである。加えて、表現の変更・修正には、国語としての誤り含まれていることも指摘しておく。

2点目。そもそも5か年計画は、本県が取り組む課題が多岐にわたる中で、施策として書き出そうとすれば相当数に広がるもののうち、代表的なものに限定して書かざるを得ないという性質を持っている。修正案で追加された具体的な施策は、いずれも取組が推奨されるものと思うが、5か年計画の性質上、取り上げられる数に限りがあることを考えれば、原案に書き込まれていないことが不適切とはいえない。また、追加された施策のみが5か年計画に追加されるべきものと限定することも困難である。

3点目。5か年計画は本県の中長期的な方向性を定め、その中における5年間を切り取って課題を整理するものだが、修正案では5年未満で取り組むとする指標が盛り込まれるなど、5か年を見通す計画にそぐわない記述が多々見られる。

4点目。整合性が取れない点について、ある部分は似ている部分は統合しなければならないとして修正を加える一方で、ある部分では、第2章の追加など、修正によって多くの重複を生じさせている。また、現行の5か年計画には西部ふれあい拠点が入っていたが、今回は市街地整備手法によるべきとの理由で「北部地域振興交流拠点の検討・推進」が削除されている。先ほどの質疑の答弁では、西部ふれあい拠点に関しては5年間で完成できるものであったとの説明もあったが、原案の「検討・推進」であれば問題ないはずである。前回、修正案が出されなかったこととの整合性が取れず、不可解な削除理由である。

5点目。「男女の固定的役割の意識が十分解消されておらず」が削除されているが、これは、調査結果を誤って解釈したことによる削除であり、認められない。

6点目。太陽光発電と地球温暖化対策の言葉が削除されているが、これによって、説明が分かりにくくなっている。また、地球温暖化対策に関しては、パリ協定の実現に向けての姿勢も問われかねない。あるいは、太陽光発電に関しては、それを一切否定しているのではないかというメッセージにもつながりかねないという懸念がある。こうした言葉が削除されているのは適切と思わないため反対する。

次に、秋山文和委員から提出された第110号議案に対する修正案について、次の理由から反対である。

当該修正案では、不登校の児童生徒数を減少させることを指標とすることを否定しているが、原案でも、不登校で児童生徒が休んでいること自体を非難しているわけではない。不登校に至る過程は人それぞれだが、本人が不登校に至るほどのつらい学校環境がなければ、不登校に至らなかったというケースは、学校環境などを良くすることで不登校を減らせるので、不登校の児童生徒数を目標として掲げることが悪とは思えない。不登校となった児童生徒が本人の成長の過程で学校に戻りたくなるのも良いことなので、これらによって不登校が減れば、指標として不適切とは言えないので反対である。

また、同和問題についても、既に存在しないという認識には誤りがある。社会問題としての部落問題は基本的に解決された到達点にあると修正理由にあるが、人権問題として就職・結婚時の身元調査が現実にあるという問題、インターネット上の差別情報の氾濫など、現在もなお差別が存在する事実がある。人権問題を生じないよう不断の努力をすることは必要であり、当該項目を削除するこの修正案には反対である。

次に、原案は、埼玉県の直面する最重要課題である急速にやってくる高齢社会への対応

策を中心に、必要な課題が整理され、取り組むべき施策と数値目標が整合性をもって提示されている。よって、原案に賛成する。

秋山委員

木下高志委員ほか2名から提出された第110号議案に対する修正案及び原案に対する反対討論を行う。

まず、木下高志委員ほか2名から提出された第110号議案に対する修正案についてである。同修正案の中には、評価できる部分がある。しかし、次の点から同修正案には反対する。

第1は、安定水利権獲得を1年前倒しとする点である。安定水利権100%獲得を目標にすることはダム事業への更なる協力を余儀なくされる可能性を生む。県水道水の供給量が年々減少する中、巨額な債務を人口減少社会に課すより、節水型社会の形成を促進すべきである。

第2は、「固定的な性別役割分担の意識は十分解消されておらず」という文言を削除したことである。内閣府の平成28年9月の意識調査においても、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成の方は4割いる。事実として性別役割分担の意識は十分解消されていないことから削除に賛成できない。

第3は、太陽光発電や温暖化対策など、これからのエネルギーや環境政策の中心となるべき文言が削除されていることである。

次に、原案について、主な反対理由を述べる。

第1は、自民案同様、安定水利権100%獲得を施策指標としていることである。

第2は、全国学力・学習状況調査の平均正答率を施策指標としていることである。全国学力テストが開始されてから、各地で学校が平均点競争に走らされ、平均点を上げるために先生が生徒に正解を教える、ドリルばかりで本来の授業がおろそかになるなど問題が噴出している。全国学力テストは、学力形成に有害である。行き届いた教育を実施するため、少人数学級をはじめとした教育環境整備を急ぐべきである。

第3は、主な取組として、同和問題解決のための教育・啓発活動の実施が含まれていることである。国の同和对策特別事業の終結から14年が経過し、社会問題としての部落問題は基本的に解決された到達点にある。人権問題の相談、教育、啓発活動は、憲法に基づき一般施策で行うべきである。

立石委員

第110号議案に対する修正案のうち、木下委員ほか2名から提出された修正案に賛成の立場から討論する。

この修正案は、県の5か年計画を、行政の目線でなく、県民の目線でしっかりと見直した結果であることが、各修正項目から、また、本で行われた質疑により強く感じられたため、私は高く評価している。

私は、県職員の皆さんには、もっと県民目線で課題を捉えてもらいたいと思っている。しかし、こうした計画を作る場合、行政にとって好ましい指標や、現在取り組んでいる事業を継続していれば自動的に達成できる指標などを取り上げることが多いため、実際の県民生活とかい離してしまう。計画策定の取りまとめを、現場から遠いところにある企画部門が行っているのであるから、この傾向はより顕著に表れやすいと思う。

修正案では、計画の中間年度にローリングを実施することになっている。ローリングを実施することで、社会情勢の変化に対応して計画と現実のずれを是正することももちろんで

すが、県庁内の企画部門と、現場に近い部門の間に、いつの間にか意識のずれが生じてしまう、計画はあくまでも計画だからとか、企画部門は現場のことが分かってないだとか、そのようなそごも解消できるのではないかと思う。

また、「挑戦」という表現を「宣言」とし、県が今後の5年間で目標を達成するという強い意志を明らかにしたことも評価される。計画を作って終わりということではなく、実現していくことを意識した修正であり、正に県民目線で考えるということにつながると思う。

さらに、県にとって重要な課題である「活力ある高齢社会の構築」、「埼玉の成長を支える投資」などを、第2章に重点推進課題として新たな章立てを行って、縮小均衡に陥ることなく、積極的に取り組む意志を示したことも評価される。

ほかにも、施策指標や取組などを細かく見直し、必要な修正がされていると思う。定量化しやすい、つまり数字が出しやすいというだけの指標では意味がなく、県民が求めていることをしっかりと指標に盛り込むことが重要である。そのような細かい修正部分も含め、全体として県民の希望や思いが反映された内容になっていると考える。

以上のことから、第110号議案に対する修正案に賛成する。

中川委員

私どもとしては、原案には反対せざるを得ず、木下委員ほか2名から提出された修正案に賛成し、秋山委員から提出された修正案に反対の立場で発言する。

まず、先ほどある委員から、5か年計画は県の最上位計画であるため、質疑の中で修正の範囲について判決の事例があることや、執行権の侵害に当たるのではないかとの話があった。一般論で申し上げると、多数会派の方が言うなら分からなくもないが、少数会派が議会の権限を狭めるような発言をしては何のための議会なのかとの疑問が生じてしまう。

木下委員や秋山委員から提出された修正案は、児童虐待の死亡事例、つまり殺人といえるような事例の件数の捉え方について見直しを入れていただいております。本当にありがたい。

秋山委員から提出された修正案の中で、同和問題解決の取組が削除されていることについては、私は同和対策に深い関心は持っているが、同和問題は、私たちの後に続く世代で語られることがないようにするための課題だと認識している。

原案は、埼玉県トップである知事が、2025年問題を初めて入れようとした基本計画である。木下委員が修正案を提出した後も、前回の委員会と今回の委員会の2回の機会があり、私たちは、執行部として何かできることがあったはずだと思っている。2025年問題は、大幅な財政難や人口減少を迎える中で、どのように財政運営していくかということであり、市町村でさえ基本計画の中で財政の見通しを示し、行政改革の在り方を定めている。原案にはその視点も含まれているとの答弁もあったが、私たちは全く含まれていないと考えており、大きな欠陥だと思っている。

また、知事の3大施策であるエコタウンプロジェクトについても、「エコタウンモデルの検証等」とした修正案により、推進していくということが事実上消えている。これから個別計画の審査が進む前に、執行部には格段の努力を再度お願いする。現状では、担当部長でさえその危機感があるとは思えない。3大施策を推進する気構えがあるのであれば、個別計画の議決までにエコタウンプロジェクトが推進できるように個別計画の見直しをお願いしたい。そうしなければ、若手職員がどうしていいか分からなくなる。幹部職員の皆さんに期待する。

【第35号議案ないし第42号議案に対する質疑】

井上委員

5か年計画と個別計画の関係について質問する。個別計画には記載されているが、5か年計画に掲載されていない内容もあるという理解でよいか。また、5か年計画の主な計画に記載されていないものは県として推進しないというわけではないとの理解でよいか。

計画調整課政策幹

そのとおりである。5か年計画は県政運営の基本となる計画であり、全ての取組を網羅することはできない。5か年計画の主な取組には、あくまで代表的なものを記載している。

【第36号議案及び第38号議案ないし第41号議案に対する修正案の説明】

木下委員

第36号議案「埼玉県男女共同参画基本計画の策定について」、第38号議案「埼玉県地域強靱化計画の策定について」、第39号議案「埼玉県環境基本計画の変更について」、第40号議案「埼玉県産業元気・雇用アップ戦略の策定について」及び第41号議案「埼玉県第4期科学技術基本計画の策定について」に対する修正案を、提案者を代表して説明する。

以上の修正案は、さきの第110号議案「埼玉県5か年計画の策定について」に対する修正の内容と整合性を図るために修正が必要となることから、修正案を提出するものである。御審査の上、御賛同いただきたい。

【第36号議案及び第38号議案ないし第41号議案に対する修正案に関する質疑】

井上委員

- 1 調査報告書には、修正案提案者と同じ会派から出された意見があるが、今回の修正案に反映されていないものがある。その理由は何か。
- 2 第40号議案に対する修正案について、「本県に不足する観光インフラ整備構想の研究を行います」との文言が追加されているが、5か年計画の修正案における修正理由では、「本県に不足する観光インフラについての整備構想の研究を開始する必要があることから明記すべきである」となっている。今回の修正案では、「についての」という表現がない分、何が不足しているかが不明確になっていると思うが、この点について説明していただきたい。
- 3 第36号議案に対する修正案及び第40号議案に対する修正案について、「固定的な性別役割分担の意識は十分解消されておらず」との文言を削除することに提案者がこだわっているように感じる。これは、提案者の身近なところで、性別役割分担意識の解消が進んでいるという実感を持っているということなのか。

木下委員

- 1, 3 今回の個別計画の修正案は、5か年計画の修正に伴う修正であると考えている。御理解いただきたい。

田村委員

- 2 不足するものが何かを研究する構想であると捉えている。

高木委員

- 1 第38号議案に対する修正案は、5か年計画の表記に合わせて「清浄な水」を「安全な水」に修正するものだが、「清浄な水」との表記は5か年計画になく、修正は不要と考える。安全な水とすることで表記が後退しているように感じる。さきの警察危機管理防災委員会においても、「『安全な水』との表記と『清浄な水』は同じものを指すとの理解でよいか」との質疑に対して、「『安全な水』だと、単に有害物質が含まれていないイメージである。本計画で『清浄な水』と表記した理由は、有害物質が入っていないということだけでなく、安心して飲める水として、異常な臭いや濁りが無いといった飲用に適した水を表すためこの表記とした」との答弁があり、より品質の高い水を示すためにこの表記を使ったとの説明があった。なぜ、「安全な水」に修正して、表現をグレードダウンする必要があるのか。
- 2 第40号議案に対する修正案では、北部地域振興交流拠点の記載を削除している。上位計画である5か年計画に絞り込んだ施策を記載し、下位計画により多くの施策を記載することは何らおかしくない。5か年計画の修正に伴い修正をする必要はないにもかかわらず、なぜあえて削除したのか。
- 3 5か年計画の修正案における修正理由は、北部地域振興交流拠点が計画期間中に完成しないためとされていた。5年間で完成しないことが削除した理由であれば、魅力ある観光の推進など、期間中に徐々に取り組んでいくものも計画に記載できないことになりおかしいのではないか。北部地域振興交流拠点を検討・推進することは、5か年計画と整合が取れるので何ら問題はなく、県立図書館の整備を着実に進めていくために記載すべきと考えるがどうか。
- 4 第36号議案に対する修正案及び第40号議案に対する修正案について、「固定的な性別役割分担の意識は十分解消されておらず」との文言を削除する修正があるが、5か年計画の審査でも指摘したとおり、固定的な性別役割分担の意識に対する評価が分かれているという修正理由に対しては、国・県の調査では十分に解消されていないことを示す結果が出ている。5か年計画の修正案に対する質疑において、提案者から、県の調査では20代、30代のサンプル数が少ないと指摘があったが、これは調査の実態とは異なっている。提案者の印象に基づく誤った根拠であり、十分に解消されたとはいえないと思うが、提案者には十分に解消されたことを示すデータを持っているのか。
- 5 調査報告書によると、総務県民生活委員会では、固定的な性別役割分担意識について、国の第4次男女共同参画基本計画では前向きに記載されている一方で、本県の計画ではネガティブな記載が目立つので、記載すべきではないとの質疑があった。しかし、国の第4次男女共同参画基本計画を確認したところ、固定的性別役割分担意識の解消について章立てされ、ボリュームも割かれているなどしており、固定的性別役割分担意識が解消されているとする根拠とはいえないと考えるがどうか。
- 6 第36号議案に対する修正案では、性別役割分担意識が解消されていないとの趣旨の文言を削除していない部分もあり、評価してはいるが、全て残すべきであるとする。例えば、計画の「5 基本目標V」の(1)のウでは、自殺者で男性7の割合が高いことについて、「男性が主に稼ぐべき」という意識が重圧になっているのではないかという部分は削除されていない。男性を性別による固定的役割分担意識の意識改革により救おうとする記載は削除せず、女性を救おうとする箇所からあえて削除するのはなぜか。
- 7 第39号議案に対する修正案及び第41号議案に対する修正案について、エネルギー供給構造の脆弱性に係る記載をなぜ削除するのか。もしもの事態に備えて、エネルギーの地産地消を進めることが望ましくないと考えているのか。

- 8 第41号議案に対する修正案では、地球温暖化に係る記載が削除されている。5か年計画の修正理由では、施策内容が類似しているため、統合整理するとされていたが、第41号議案の章立てには、整理統合するという同様の理由は該当しない。また、第39号議案では同様の記述を削除していない。地球温暖化という分かりやすい言葉を削除すべきでないと思うがどうか。
- 9 第39号議案に対する修正案及び第41号議案に対する修正案について、エコタウンプロジェクトに対する具体的な批判内容がよく分からない。前回の5か年計画の審査において、住宅用太陽光パネルの有用性は認めること、エコタウンプロジェクトについては検証後、有用性が認められれば展開することが確認されている。全ての取組を削除してしまうと、住宅用太陽光パネルの整備や街ぐるみの省エネ対策を進めるエコタウンを進めることができず、間違ったメッセージとなりかねないと思うがどうか。

木下委員

- 1～9 今回の修正案は、5か年計画の修正内容と整合性を図るために提出したものである。修正理由は5か年計画の審査において述べたとおりであり、御理解いただきたい。

高木委員

- 1 5か年計画に記載されていないが、下位計画に記載されてもよいものは多くあると思うがどうか。個別計画からも全て削除することで、間違ったメッセージを与えかねないが、それでも削除することについても説明いただきたい。
- 2 ある部分では削除し、ある部分では残していることについても説明いただきたい。

木下委員

- 1 修正が必要な箇所を検討して提出したものであるため、御理解いただきたい。

田村委員

- 1 5か年計画の修正と整合を図るための修正であるため、御理解いただきたい。個別計画に詳細な内容を記載することは問題ないのかもしれないが、文言を整理してこのような形にしているため御理解いただきたい。
- 2 固定的な性別役割分担意識が十分削除されていないとの記載を削除した箇所とそのまま残している箇所があるのは、評価している部分についての箇所は削除し、それ以外の箇所はそのまま残すという区分としたためである。

高木委員

- 1 5か年計画の修正に合わせて、提案者が必要と考えた箇所を修正したとの説明であった。それでは、修正した箇所とそのままにした箇所があるのはなぜか。
- 2 固定的な性別役割分担意識に係る評価とはどこを指しているのか分からない「固定的な性別役割分担意識は十分に解消されておらず」という記載は、データと整合が取れていると思うがどうか。

田村委員

- 1 5か年計画の修正と同じ視点で、個別計画の修正を行った。評価に関する記載は削除する修正とし、客観的な現状や施策の目的・方向性を説明する記載などは修正しないものとして整理した。

2 固定的な性別役割分担意識があることは認めるが、固定的な性別役割分担意識が十分解消されていないと確定的に評価している部分は、県民に示すことになじまないため削除した。

高木委員

データをそのまま言い表している記載がなぜ評価していることになるのかが理解できない。それを評価と呼び、県民に示さない方がいいということだが、どのような理由で県民に示すことがなじまないと判断したのか。

田村委員

そのような整理の仕方をして、記載を残した部分と残さない部分がある。御理解いただきたい。

高木委員

残念ながら理解できない。修正案を考えた方が、こう考えたと言っているだけであり、なぜそう考えたのかが伝わってこない。考えた以外の人にも分かるように説明していただきたい。

田村委員

同じ答弁になってしまうが、施策の目的や方向性などを説明する部分は修正しないものとして整理した。それ以上でもそれ以下でもない。御理解いただきたい。

中川委員

修正案を提出した背景として、5か年計画との整合性という話があったが、個別計画の修正案を出さざるを得ないもう一つの理由として執行部の姿勢があると思う。今回の修正案を出した背景を伺う。

田村委員

5か年計画の審査における賛成討論で我が会派の委員が述べたとおりだが、5か年計画については、計画部門で考えていることと現場でやることの整合性をきちんと表記していないと感じるところがあったので、やるべきことはやるという記載に修正させていただいた。執行部に手落ちがあるという意味ではなく、この5年間で何をやるのかということを確認すべきということで修正案を出した。5か年計画の修正案にのっとなって今回の個別計画の修正案を提出したものである。

中川委員

執行部に確認したい。修正案が出されることが予想される中、執行部としてどうしても修正してほしい点があれば、委員長に発言を求めることができたはずだがどうか。

企画財政部長

発言は求めているが、5か年計画や個別計画のこれまでの審査の中で、提案の趣旨や取組の内容をお答えさせていただいてきた。

【第35号議案ないし第42号議案並びに第36号議案及び第38号議案ないし第41号議案に対する修正案に対する討論】

井上委員

全ての修正案に対する反対の立場で討論させていただく。

我々は、さきの5か年計画の審査において、自民提出の修正案に反対した。その我々が、修正案との整合性を取るための、今回の個別計画の修正に賛成する理由はどこにもない。

また、各個別計画はそれぞれ個別の目的、テーマのために策定されるものである。5か年計画よりも社会的背景や施策は詳細に記されることは当然のことと考える。北部地域振興交流拠点に関しては、5か年計画の修正理由では、市街地再開発事業と同様に市街地整備手法に分類される事業であることから文言整理する必要があったため、主な取組の内容に記載しないよう修正するというものであった。埼玉県産業元気・雇用アップ戦略には、産業の振興、県民の生活の向上、地域活性化の取組として産業集積の取組の一つとして北部地域振興交流拠点が記載されており、先ほど述べた理由で行われた文言整理に伴って修正する必要はないと考えている。

以上、修正案に対する反対討論とする。

高木委員

全ての修正案に対する反対討論を行う。

私たちの会派も、5か年計画の修正案に反対の立場であるので、それに合わせた今回の修正案にも賛成できない。かつ、第38号議案「埼玉県地域強靱化計画の策定について」においては、5か年計画にない修正が加えられており、表現をグレードダウンさせるものであるため、認めることができない。また、5か年計画と下位計画は全て同じである必要はなく、下位計画の方がボリュームのあるものであることは、十分普通なことである。それから考えても、必要がないところに、削除、修正を加えている今回の5つの修正案には全て反対するものである。

秋山委員

自民から提出された第36号議案及びと第38号議案ないし第41号議案までの5つの議案に反対、第38号議案の原案に反対、そのほか議案の原案に賛成の立場で討論する。

第36号議案の修正案では、「固定的な性別役割分担意識は解消されておらず」と「性別による固定的な役割分担意識、また、それに基づく社会における制度や慣行は依然として根強く残っています」を削除するとしているが、県アンケートや総務省調査でも4割を超える方々に性別役割分担意識があることが明らかであり、削除には反対である。

次に、第38号議案は、国会でも、日本共産党が、「国土強靱化基本法」は国土を災害などから強くすることよりも大開発優先であることを批判し反対した。原案では、「水の効率的利用の推進」において、「必要水源量を確保するため、未完成の水資源開発施設の早期完成を国等に働きかける」とあり、ハツ場ダムや思川開発を推進することから原案と修正案に反対である。

次に、第39号議案の修正案は、「東日本大震災発生により、大規模発電所に依存したエネルギー供給構造は、大規模停電など脆弱性を有することが明らかとなりました。災害に強いエネルギー供給構造は分散型電源（太陽光やバイオマスなど消費地近くで行う発電）が30%以上と言われています」の部分と、施策指標「住宅用太陽光発電設備の設置数」を削除するものである。これは、原発事故の痛苦の教訓から、原発に依存しない分散型電源とその一つの方策である埼玉に適した太陽光発電を否定するものであり、削除には反対

である。なお、第41号議案の修正案にも、「住宅用太陽光発電設備の設置数」の削除があり賛成できない。

最後に、第40号議案の修正案では、「埼玉の成長を支える拠点づくり」の「北部地域振興交流点の検討・推進」を削除するとしているが、同拠点には課題もあり、検討は必要と考え削除に反対である。

中川委員

全ての修正案に、ほんの僅か1%の違いで反対をする。

修正案に反対をする各委員に申し上げたいが、先ほど修正案の説明が丁寧ではないという発言があったが、それは執行部もいえることである。相手の立場に立って考える癖が執行部にはないので、修正案を出さざるを得ない気持ちは分かる。そのような中でも、修正案が提案されても今までどおりの対応の幹部職員に比べ、現場の若手の職員は県庁には珍しく、例えばエコタウン事業であれば戸別訪問まで行っている。その若手職員の努力を思えば修正案に賛成できない。